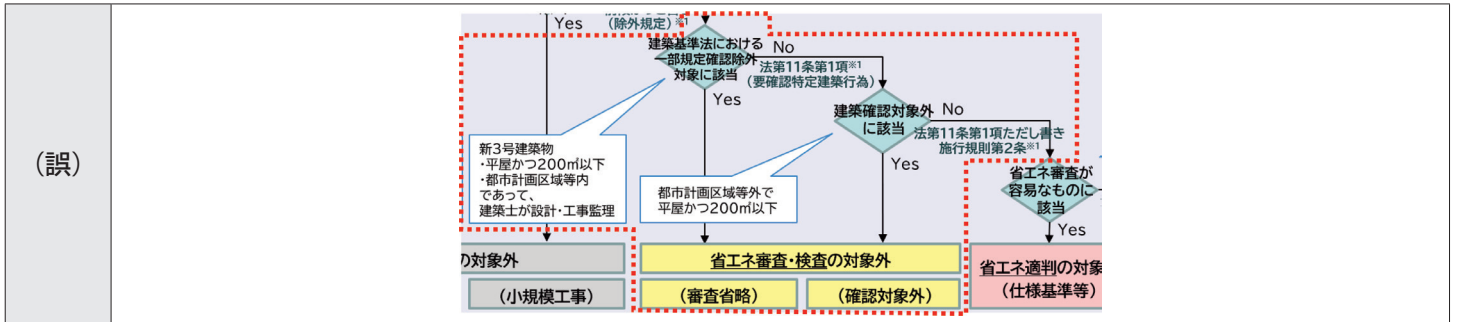


「省エネ基準適合義務制度の解説」の正誤表

2024/12/4

ページ	該当箇所	更新・訂正内容	
		(誤)	(正)
P.8 (スライド P.15)	表中「パターン2」及び「パターン5」の「適合判定通知書、計画書の提出」	計画変更の確認申請時に必要	計画変更の確認審査時に必要
P.12 (スライド P.24)	判断チャート内の「省エネ審査・検査の対象外」	下段※参照 (フローチャートの判断の順序入れ替えであり内容変更はありません。)	
P.17 (スライド P.33の後ろに挿入)	完了検査申請、完了検査、検査済証交付	—	(掲載漏れのため追加。次のページ参照)
P.78	確認申請書第四面記載上の留意事項 【備考】	【備考】 ・建築確認申請は敷地単位でなされるため、既存棟分も第四面・第五面・第六面を作成する ・一方、計画書(省エネ適判申請書)は、省エネ適判を行う棟(新たに新築、増築又は改築を行う棟)分のみ、第四面・第五面を作成する	(記載内容に誤りがあつたため) 削除

※ P.12 (スライド P.24) 判断チャート内の「省エネ審査・検査の対象外」



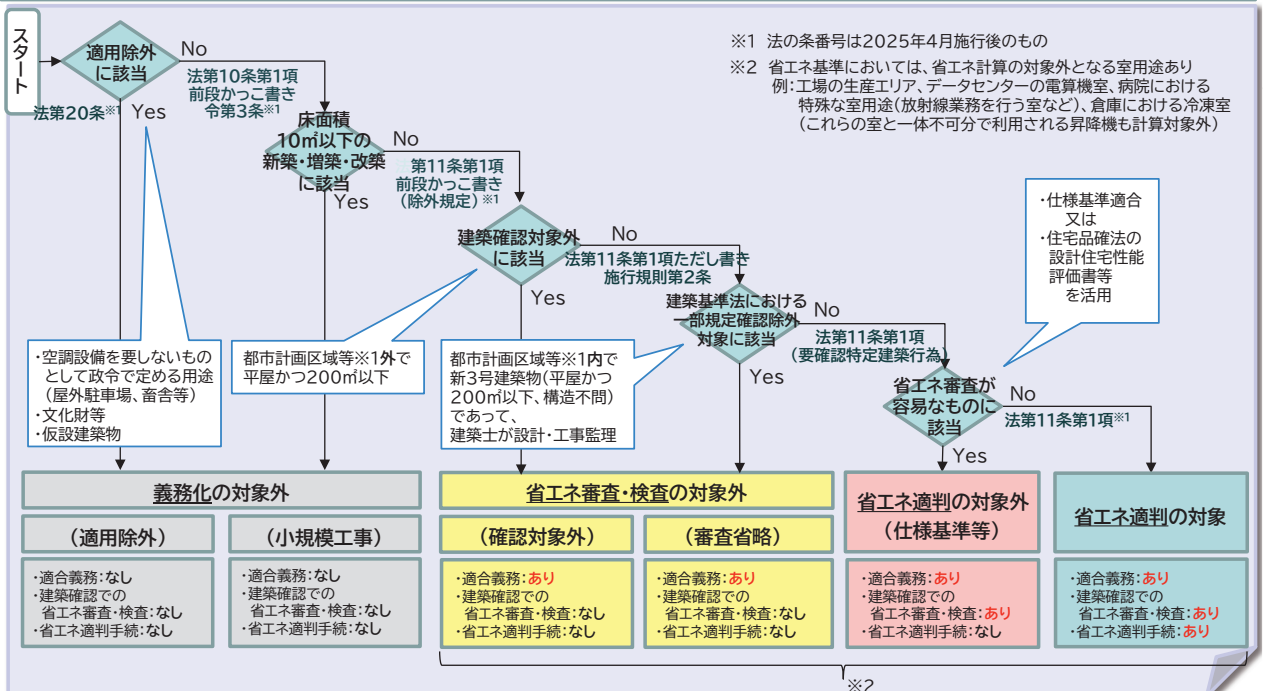
2. 省エネ基準適合義務制度に係る手続きについて

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ基準適合義務等の判断チャート

Point

- 省エネ基準適合義務の有無、省エネ基準適合に係る審査・検査の要否、省エネ適判対象の適否は用途、規模(面積・階数)などにより決まります。
- 次の判断チャートを利用して省エネ適判の要否等を確認してください。



非住宅

住宅



2-1. 省エネ適判が必要な場合

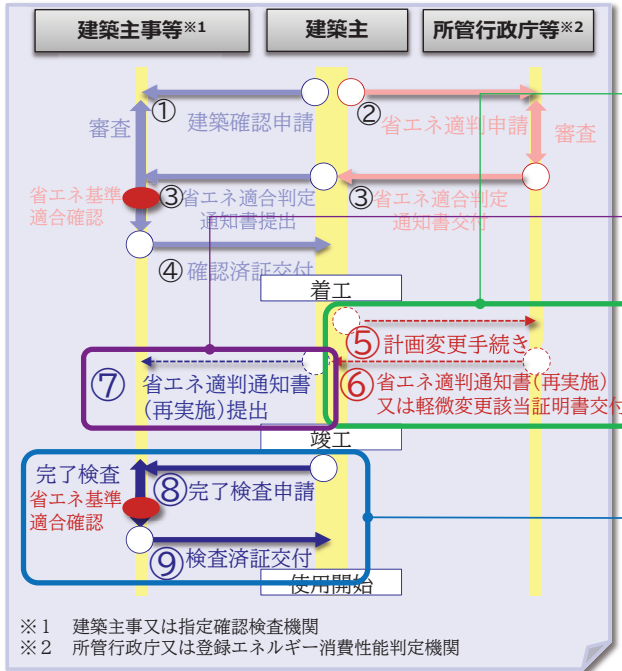
完了検査申請、完了検査、検査済証交付

省エネ適判が必要な場合

Point

- 完了検査では、省エネ基準関係部分も検査対象となるため、省エネ基準関係部分に**変更がある場合は所定の変更手続き**等を行い、その内容を**建築主事等に提出する必要があります**。
- 完了検査時には、省エネ適判に添付した**設計図書等**及び**省エネ基準工事監理報告書※**等を準備することが必要です。

(追加分)



⑤ 計画変更手続き

⑥ 省エネ適判通知書(再実施)又は軽微変更該当証明書交付
変更内容に応じて再度の省エネ適判又は軽微変更該当することの確認を行います(次頁参照)

⑦ 省エネ適判通知書(再実施)提出

- ✓ 省エネ適判を再実施し、併せて計画変更の確認申請を行う場合は、**建築主事等に再実施の省エネ適判通知書及び関連図書を提出**してください。
- ✓ 変更が軽微な変更該当する場合でも、省エネ基準適合確認のため**再計算を行った場合は**、上記必要書類とともに所管行政庁等による**軽微変更該当証明書を取得**し、建築主事等に完了検査申請と同時に提出します。

⑧ 完了検査申請(完了検査) ⑨ 検査済証交付

- ✓ **省エネ基準適合についても完了検査の検査対象**となります。

必要書類

- ✓ 省エネ基準工事監理報告書※ ※ 様式例は「設計・監理資料集」参照
- ✓ 省エネ適判に要した設計図書等(計画書、設計内容説明書、各種図面、各種計算書、機器表等。計画変更を伴う場合、更に変更手続きに係る書類と再実施の省エネ適判通知書、軽微変更該当証明書等を提出。)
- ✓ 納入仕様書、品質証明書、施工記録書等(現場備え付け)

※1 建築主事又は指定確認検査機関
※2 所管行政庁又は登録エネルギー消費性能判定機関